

長岡地域任意合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡地域任意合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、長岡地域任意合併協議会（以下「任意協議会」という。）の分科会について必要な事項を定めるとする。

(設置する分科会)

第2条 設置する分科会は、別表のとおりとする。

(職務)

第3条 分科会は、幹事会及び事務局の指示を受け、任意協議会に提案する事項について専門的に協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第4条 分科会は、分科会員をもって組織するものとし、分科会員には次の各号に定める者をもって充てるものとする。

(1) 第2条に掲げる担当事務を所掌する構成市町村の課長

(2) 前号の課長がその都度指名する構成市町村の職員

(分科会長及び副分科会長)

第5条 分科会に分科会長1人及び副分科会長1人を置き、互選によりこれを選出する。

2 分科会長は会務を掌理し、分科会を代表する。

3 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、必要に応じて分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会は、その職務を行うに当たり、他の分科会と密接に関係ある案件を処理しようとするときは、他の分科会と合同で会議を開くことができる。

(関係職員等の出席)

第7条 分科会長は、必要に応じ構成市町村の職員その他必要と認める者を会議に出席させることができる。

(報告)

第8条 分科会長は、必要に応じて分科会の協議経過及び結果について幹事会及び事務局に報告するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。